総説

目次

1	福祉局の沿革・・・・・・・・・・・・・・	9
2	福祉局・保健医療局間の連携・・・・・・・・	12
3	福祉局組織一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
4	福祉局各課の分掌事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
5	福祉局職員定数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
6	令和5年度福祉局及び保健医療局所管予算・・・	26
7	附属機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
8	事業所・政策連携団体等一覧・・・・・・・・	30
9	福祉局所管の主な法定計画等・・・・・・・・	32
10	福祉局重要施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
11	福祉保健を取り巻く現状・・・・・・・・・・	35
12	福祉保健事務事業に係る区市町村との連絡調整・・・	43
13	福祉局の防災対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
14	福祉局及び保健医療局の新型コロナウイルス 感染症への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46

1 福祉局の沿革

(1) 局の沿革

【福祉局】

昭和18年7月、都制の施行に伴い民生局として発足した。

また、明治5年の設立以来、生活困窮者に対する救済活動等を通じ、我が国の社会福祉の発展に先駆的な役割を担ってきた養育院の事業についても、都制施行と同時に、東京市から東京都養育院として引き継がれた。

終戦後は、混乱の中、まず戦争犠牲者としての生活困窮者、引揚者等の緊急援護から始まった。

昭和21年10月には、旧生活保護法の制定により民生事務所(昭和26年10月から福祉事務所に)を、昭和22年12月には、児童福祉法の制定により児童相談所を、昭和24年12月には、身体障害者福祉法の制定により身体障害者更生相談所(昭和43年4月から精神薄弱者更生相談所と統合し、心身障害者福祉センターとなった。)をそれぞれ開設するとともに、養育院で行っていた石神井学園や安房臨海学園などの児童施設を、昭和23年1月に民生局へ移管した。

昭和30年代から高度経済成長期に入ると、国民所得の増大に伴い社会福祉の重点は、救貧対策から防貧対策へと移る。昭和35年から39年にかけて、精神薄弱者福祉法(現在の知的障害者福祉法)、老人福祉法、母子福祉法(現在の母子及び父子並びに寡婦福祉法)などが制定され、また、昭和36年には、国民皆保険・皆年金制度が発足し、これらに伴い局内体制も整備を図った。こうした中、養育院も次第に老人福祉施設としての比重を高め、昭和47年に老人専門病院及び老人総合研究所を開設するなど、福祉・医療・研究の総合的な連携の下に、高齢者福祉の基盤的施設としての役割を担うこととなった。

昭和44年9月には、東京都社会福祉審議会から都におけるコミュニティ・ケアの進展についての答申が提出され、福祉施策も、それまでの施設保護中心から在宅福祉を志向するものに移っていった。

昭和50年代半ばには、厳しい財政状況の中で福祉水準の維持向上を図るため、都と区市町村の役割分担と財政責任を明確にするための施策の見直しを行い、都は広域的・専門的な事業を実施するとともに、区市町村の自主的な取組を尊重しながら、その財政的な支援や連絡調整を行うこととした。

昭和55年12月には、民生局を福祉局と改称し、社会福祉をはじめ関連する諸施策について調整機能を持つとともに、体系的な推進を図った。

昭和57年3月には、障害者の完全参加と平等を目指す国際障害者年東京都行動計画を策定し、 ノーマライゼーションの考え方が都の施策の共通理念として定着していった。

その後、急速に進む少子・高齢化の中で、21世紀を展望した新たな基盤づくりの必要性が高まり、国においては、平成2年6月に社会福祉関係8法を改正するとともに、平成6年12月には、「高齢者保健福祉推進十か年戦略の見直しについて(新ゴールドプラン)」、「今後の子

育て支援のための基本的方向について(エンゼルプラン)」、平成7年12月には「障害者プランーノーマライゼーション7か年戦略」がそれぞれ策定された。

都においては、区市町村を中心に、誰もが、必要なときに、身近なところで必要とするサービスを受けられるよう地域福祉の基盤づくりを緊急課題の一つに位置付け、平成3年1月には、地域福祉推進計画を策定するとともに、平成6年には、在宅福祉を基調とする地域福祉の総合的な推進を図るため局内の組織を改正して地域福祉推進部を設置した。

平成9年4月には、少子・高齢化の一層の進行など社会環境の変化に対応し、誰もが安心して暮らせる21世紀の福祉社会の構築を目指して「地域福祉推進計画」を改定するとともに、少子社会の現状を明らかにし、子供と家庭に対する施策の推進方向や内容等を具体的に示した「子どもが輝くまち東京プラン」を策定した。

平成9年7月には、福祉局、衛生局、養育院の三局にわたっていた高齢者施策部門の統合により高齢者施策推進室が発足し、福祉局は8部1室体制となった。

平成10年1月には、ハード及びソフト両面からのバリアフリーを重視し、福祉のまちづくりを推進するための仕組みづくりや面的整備の推進などを重点施策に掲げた「ハートフル東京推進プラン」を策定し、また、同年4月には、ノーマライゼーションの理念の普及・定着に加え、障害を持つ人の生活者としての権利の保障及び自己決定権の尊重を基本理念として、「ノーマライゼーション推進東京プラン」を改定した。

平成10年6月に東京都社会福祉事業団を設立し、同年7月からは新設した町田福祉園を、平成11年4月からは障害者(児)施設12施設(10所)を、平成12年4月からは児童養護施設10施設を柔軟で弾力的な運営を図るため、運営委託してきた。

また、平成11年8月には、社会経済状況の変化や介護保険制度の導入など、福祉の転換期に適切に対応するため、「福祉施策の新たな展開」を作成して東京都の新しい福祉の基本的方向と今後展開する施策を示し、同年12月には、その方向性をより具体的にするため「福祉改革ビジョン」を策定した。

平成11年に地方分権一括法が成立したことにより、社会保険業務が国の直接執行事務になった。これを受けて平成12年4月には、社会保険管理部及び社会保険指導部が国へと移管され、福祉局は6部1室体制となった。

平成12年12月には、福祉改革を推進するための戦略と具体的な取組を明らかにした「東京都福祉改革推進プラン」を策定するとともに、平成13年4月には、福祉改革を本格的に推進するために福祉局と高齢者施策推進室を統合し、6部体制の新しい福祉局が発足した。

さらに、平成14年2月には、「東京都福祉改革推進プラン」で明らかにした改革のコンセプトを発展・具体化するために、「TOKYO 福祉改革 STEP2」を策定した。

平成14年7月には、「福祉サービス提供主体の改革への取組について」を発表し、都立福祉 施設改革を進めてきた。

【福祉保健局】

都においては、永く、福祉行政の主管局として福祉局が、衛生行政の主管局として健康局が、 積極的に都民福祉の向上を進め、都民の福祉・保健・医療ニーズに応えてきた。

両局においては、各種計画の策定や事業執行に際し連携を図ってきたが、少子高齢化の進行 や介護保険の導入などに伴い、福祉・保健・医療の連携がますます強く求められる状況になっ た。

このため、少子高齢社会に対応し、健康に対する都民の不安を払しょくする観点から、平成 16年8月に福祉局と健康局を統合し、福祉・保健・医療に関する施策の総合化・一体化を図る こととした。

局統合後の平成18年2月には、本格的な高齢化や、人口減少社会の到来などを背景として、 改めて都の福祉保健施策に対する基本姿勢を明らかにするため、「福祉・健康都市 東京ビジョン」を策定した。このビジョンでは、誰もが「自ら積極的に健康づくり」に取り組み、就労や地域生活など「その人らしい自立」を目指すことができるよう、主体的に生活できる社会の構築を目指し、施策を展開していくこととした。

令和2年7月には、新型コロナウイルス感染症への組織対応力を強化するため、感染症対策 部を設置した。

令和4年7月には、都立病院と公社病院を一体とした法人として、地方独立行政法人東京都 立病院機構が設立された。

地方独立行政法人化に伴い、行政的医療の安定的な提供など、都の医療政策と連携して法人がその役割を確実に果たせるよう、福祉保健局に、法人との各種調整など運営支援を担う都立病院支援部を設置した。

(2) 福祉局の設置

福祉や保健医療を取り巻く社会的課題は、高度化、複雑化を増してきており、これらの課題に的確に対応するためには、都民や事業者のニーズに寄り添いながら、実効性ある施策をより一層、機動的に展開する必要がある。

このような背景の下、福祉保健局は、都民の生命と健康を守り、福祉・保健・医療サービスを将来にわたって盤石なものにするため、令和5年7月に「福祉局」と「保健医療局」に再編し、より高い専門性と機動性を発揮できる組織へと変革を図ることとした。

福祉局は、総務部、企画部、指導監査部、生活福祉部、子供・子育で支援部、高齢者施策推進部、障害者施策推進部の7部体制で発足し、福祉施策の更なる充実に向けた取組を推進するとともに、これまで培った福祉・保健・医療の連携を継承し、福祉局と保健医療局に跨る政策課題の連携体制を構築していくこととしている。

2 福祉局・保健医療局間の連携

福祉保健局では、誰もが、生涯を通じて、安全・安心に暮らし続けることができるよう、都民の生命と健康を守り、地域での自立を支える新しい福祉を実現することを理念として、福祉・保健・医療施策を一体的に推進してきた。

令和5年7月の局再編後も、福祉、保健医療の専門性を両局が高度に発揮することに加え、母子保健・子育て支援、精神障害者や医療的ケア児への支援、感染症対策、自殺総合対策など分野横断的な課題に対応するため、新たに設置した両局にまたがる政策課題の企画立案・総合調整を行う部門を中心に、これまで培った知見やノウハウを継承しつつ、両局が緊密に連携して対応する体制を構築する。

上記の局間連携に当たり、「顔の見える関係づくり」に努めていく。具体的には、旧福祉保健局で毎週実施していたライン部長会を両局合同で開催するほか、企画立案・意思決定部門を担う両局の総務部・企画部では、予算編成などについて情報共有及び意識合わせを行うため、定期的なミーティングを新たに実施する等の取組を行う。

福祉局 ○生活福祉施策 ○子供と家庭・女性福祉、 母子保健施策 ○高齢者施策 ○障害者(児)施策

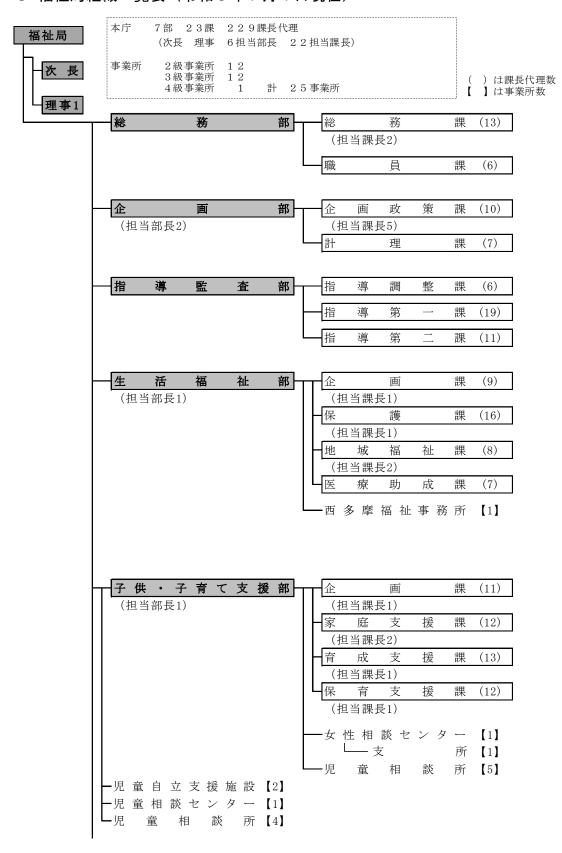


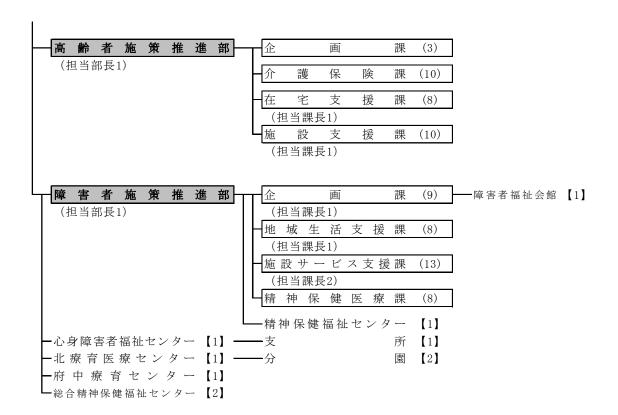
●自殺総合対策



_	13	3	_
---	----	---	---

3 福祉局組織一覧表(令和5年7月1日現在)





4 福祉局各課の分掌事務 (東京都組織規程第26条)

総務部

総務課

- 一 局所属職員(課長及びこれに準ずる職以上の職にある者に限る。)の人事に関すること。
- 二 局事務事業に関する法規の調査及び解釈に関すること。
- 三 局の公文書類の収受、配布、発送、編集及び保存に関すること。
- 四 局事務事業の管理改善に関すること。
- 五 局事務事業の広報及び広聴に関すること。
- 六 局の情報公開に係る連絡調整等に関すること。
- 七 局の個人情報の保護に係る連絡調整等に関すること。
- 八 局事務事業に係る調査及び統計に関すること。
- 九 社会福祉情報の収集及び管理に関すること。
- 十 局の契約に関すること。
- 十一 局の財産及び物品の管理並びに工事に関すること。
- 十二 監査及び検査の連絡調整に関すること。
- 十三 局内他の部及び課に属しないこと。

職員課

- 一 局の組織及び定数に関すること。
- 二 局所属職員の人事(課長及びこれに準ずる職以上の職にある者に係るものを除く。)及 び給与に関すること。
- 三 局所属職員の福利厚生に関すること。
- 四 局所属職員の安全衛生に関すること。
- 五 東京都職員研修規則第四条の規定に基づく研修に関すること。
- 六 医療従事者等の教育訓練に関すること(他の局及び部に属するものを除く。)。

企 画 部

企画政策課

- 一 局事務事業の総合的な企画及び調整に関すること。
- 二 社会福祉の研究に関すること。
- 三 東京都社会福祉審議会に関すること。
- 四 局事務事業のデジタル関連施策の企画、調整及び推進に関すること。
- 五 社会福祉に係る区市町村との連絡及び調整に関すること。
- 六 局の所管に係る政策連携団体等の指導、監督等に関すること。

計 理 課

- 一 局の予算、決算及び会計(他の課に属するものを除く。)に関すること。
- 二 局事務事業の進行管理に関すること。
- 三 局事務事業の行政評価の実施に関すること。

指導監査部

指導調整課

- 一 部所管事業の総合的な企画及び調整に関すること。
- 二 社会福祉法人の認可に関すること。
- 三 局の所管に係る社会福祉法人等の指導検査及び運営指導の総合的な調整等に関すること。
- 四 福祉サービスの第三者評価に関すること。
- 五 部内他の課に属しないこと。

指導第一課

- 二 介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び特定施設入居者生活介護を行う施設を経営する事業者の指導検査に関すること。
- 三 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護療養型医療施設及び介護

医療院の指導検査に関すること。

- 四 指定介護機関の指導検査に関すること。
- 五 養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームの指導検査に関すること。
- 六 その他高齢者福祉サービスの指導検査に関すること。
- 七 指定障害者支援施設等及びこれらを経営する事業者の指導検査に関すること。
- 八 指定障害福祉サービス事業者等の指導検査に関すること。
- 九 生活保護法に基づく指定医療機関及び医療保護施設の指導検査に関すること。

指導第二課

- 一 保護施設、宿泊所、児童福祉施設、婦人保護施設等の指導検査に関すること(他の課に 属するものを除く。)。
- 二 保護施設、宿泊所、児童福祉施設、婦人保護施設等を経営する社会福祉法人等の指導検 査に関すること(他の課に属するものを除く。)。
- 三 施設を経営しない社会福祉法人等の指導検査に関すること。
- 四 保育の業務を目的とする施設及び事業であつて認可を受けていないもの(認可を取り消されたものを含む。)の指導監督に関すること。

生活福祉部

企 画 課

- 一 部所管事業の総合的な企画及び調整に関すること。
- 二 災害救助に関すること。
- 三復員事務に関すること。
- 四 旧軍人、準軍人及び軍属の身上及び恩給に関すること。
- 五 戦傷病者戦没者遺族等に関すること。
- 六 戦没者の叙勲に関すること。
- 七 福祉のまちづくりに関すること。
- 八 東京都福祉のまちづくり推進協議会に関すること。
- 九 引揚者の援護に関すること。
- 十 未帰還者留守家族等援護法の施行に関すること。

- 十一 西多摩福祉事務所に関すること。
- 十二 部内他の課に属しないこと。

保 護 課

- 一 生活保護法の施行に関すること。
- 二 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- 三 墓地、埋葬等に関する法律第九条の規定による埋葬又は火葬の費用の負担に関すること。
- 四 保護施設及び宿泊所の運営指導に関すること。
- 五 保護施設及び宿泊所を経営する社会福祉法人等の運営指導に関すること。
- 六 生活保護法に基づく援護及び措置の実施機関又は実施者の指導検査に関すること。
- 七 福祉事務所との連絡調整に関すること。
- 八 路上生活者対策に関すること。
- 九 山谷対策に関すること。
- 十 城北労働・福祉センターに関すること(他の局に属するものを除く。)。

地域福祉課

- 一 生活困窮者自立支援法の施行に関すること。
- 二 低所得者等の福祉に関すること。
- 三 多重債務者対策に関すること。
- 四 地域福祉活動の推進に関すること。
- 五 民間社会福祉事業の振興に関すること。
- 六 施設を経営しない社会福祉法人等に対する助成及び運営指導に関すること(他の部に属するものを除く。)。
- 七 福祉サービスの利用支援に関すること。
- 八 民生委員及び児童委員に関すること。
- 九 ひきこもり等支援施策に関すること。
- 十 福祉人材対策に関すること。
- 十一 社会福祉事業従事者の訓練に関すること。

- 十二 社会福祉主事の養成機関及び講習会並びに社会福祉士及び介護福祉士の養成施設の指 定、監督等に関すること。
- 十三 介護員養成研修等の指定に関すること。

医療助成課

一 医療費の助成に関すること(他の局及び部に属するものを除く。)。

子供・子育て支援部

企 画 課

- 一 児童福祉施策の総合的な企画、立案及び調整に関すること。
- 二 東京都児童福祉審議会に関すること。
- 三 東京都子供・子育て会議に関すること。
- 四 次世代育成支援対策推進法による地域行動計画に関すること。
- 五 子ども・子育て支援法による子ども・子育て支援事業支援計画に関すること。
- 六 部内他の課に属しないこと。

家庭支援課

- 一 児童と子育て家庭の支援に関すること(他の局、部及び課に属するものを除く。)。
- 二 児童の健全育成及び児童厚生施設に関すること(他の局に属するものを除く。)。
- 三 児童相談所に関すること。
- 四 母子保健法の施行に関すること(他の部に属するものを除く。)。
- 五 児童福祉法による結核児の療育給付及び小児慢性特定疾病の医療給付に関すること。
- 六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療(育成医療に限る。)に関すること(他の部に属するものを除く。)。
- 七 児童福祉法による助産施設への妊産婦の入所に関すること。
- 八前号に掲げる施設の設置の認可に関すること。
- 九 児童福祉法による身体障害児の療育指導に関すること。
- 十 母体保護法の施行に関すること。

育成支援課

- 一 児童、ひとり親家庭及び女性の福祉に関すること。
- 二 要保護児童の育成に関すること。
- 三 母子及び父子福祉資金及び女性福祉資金の貸付けに関すること。
- 四 里親に関すること。
- 五 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設及び児童自立支援施設の運営指導に関すること。
- 六 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設及び児童自立支援施設の業務を目的とする施設であつて認可を受けていないもの(認可を取り消されたものを含む。)の指導監督に関すること。
- 七 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設及び児童自立支援施設を経営する社会福祉法人等の運営指導に関すること。
- 八 女性相談センター並びに東京都児童養護施設及び東京都児童自立支援施設に関すること。
- 九 児童扶養手当及び児童手当に関すること。

保育支援課

- 一 保育対策に関すること。
- 二 保育所の運営指導に関すること。
- 三 保育士試験及び保育士養成施設に関すること。
- 四 保育の業務を目的とする施設及び事業であつて認可を受けていないもの(認可を取り消されたものを含む。)の運営指導に関すること(他の部に属するものを除く。)。
- 五 保育所を経営する社会福祉法人等の運営指導に関すること。
- 六 認定こども園に関すること。

高齢者施策推進部

企 画 課

- 一 高齢者の保健、福祉等の施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- 二 高齢者保健福祉計画(老人福祉計画及び介護保険事業支援計画)に関すること。

三 部内他の課に属しないこと。

介護保険課

- 一 介護保険法に規定する保険者の指導及び支援に関すること。
- 二 東京都介護保険財政安定化基金に関すること。
- 三 介護保険法に基づく東京都国民健康保険団体連合会の指導及び監督に関すること。
- 四 東京都介護保険審査会に関すること。
- 五 介護保険特別対策事業に関すること。
- 六 指定居宅サービス事業者及び指定介護療養型医療施設の指定に関すること。
- 七 指定居宅サービス事業者の運営指導に関すること。
- 八 指定事業者管理台帳システムの運用及び指定事業者の情報提供に関すること。
- 九 介護人材対策事業に関すること(他の部に属するものを除く。)。

在宅支援課

- 一 高齢者の在宅福祉サービスに関すること。
- 二 認知症高齢者の支援等に関すること。

施設支援課

- 一 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護を行う施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等(以下「介護老人福祉施設等」という。)の運営指導に関すること。
- 二 介護老人福祉施設等を経営する事業者の運営指導に関すること(他の部に属するものを 除く。)。
- 三 介護老人福祉施設等の整備計画及び整備費補助に関すること。
- 四 介護老人福祉施設等の指定、開設許可、認可等に関すること。
- 五、板橋キャンパス及び東村山キャンパスの整備等に関すること。
- 六 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターに関すること。

障害者施策推進部

企 画 課

- 一 障害者(児)福祉施策の総合的な企画、立案及び調整に関すること。
- 二 東京都障害者施策推進協議会に関すること。
- 三 東京都障害者介護給付費等不服審査会及び東京都障害児通所給付費等不服審査会に関すること。
- 四 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に関すること (他の局、部及び課に属するものを除く。)。
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に関すること(他の局、部及び 課に属するものを除く。)。
- 六 障害者の社会参加の推進に関すること。
- 七 東京都心身障害者扶養共済制度等に関すること。
- 八障害者福祉会館に関すること。
- 九 部内他の課に属しないこと。

地域生活支援課

- 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関すること(他 の部及び課に属するものを除く。)。
- 二 障害者(児)の在宅福祉に関すること。
- 三 障害福祉に係る研修に関すること(他の部及び課に属するものを除く。)。
- 四 共同生活援助等に関すること。
- 五 障害者の就労支援に関すること(他の局に属するものを除く。)。

施設サービス支援課

- 一 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法(障害児に係る部分に限る。)の 施行に関すること。
- 二 心身障害者福祉センターに関すること。
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療(更生医療に限る。)に関すること(他の部及び課に属するものを除く。)。

- 四 障害者支援施設、障害児入所施設及び障害児通所支援事業を行う施設の運営指導に関すること。
- 五 前号の施設を経営する社会福祉法人等の運営指導に関すること。
- 六 障害児入所施設及び障害児通所支援事業を目的とする施設であつて認可を受けていない ものの指導監督に関すること。
- 七 前号に掲げる施設の設置の認可に関すること。
- 八 障害者支援施設等の建設に関すること。
- 九 東京都障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う事業所(都が設置するものに限 る。)、東京都福祉型障害児入所施設、療育医療センター及び療育センターに関するこ と。
- 十 重症心身障害児(者)施設入所等選考委員会に関すること。
- 十一 在宅心身障害児(者)に対する療育支援等に関すること。

精神保健医療課

- 一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関すること。
- 二 東京都地方精神保健福祉審議会に関すること。
- 三 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律の施行に関すること。
- 四 総合精神保健福祉センター及び精神保健福祉センターに関すること。
- 五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療に関すること(他の部及び課に属するものを除く。)。
- 六 精神障害者社会復帰対策に関すること。
- 七 心神喪失者等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の施行に関すること。
- 八 発達障害者支援法の施行に関すること。
- 九 高次脳機能障害者の支援に関すること。
- 十 精神保健福祉士法の施行に関すること。

5 福祉局職員定数

2,845人 (令和5年7月1日現在)

(単位:人)

												12 / (/										
	区		\wedge		7 分				\triangle		₹ A		分			J	職 種	別		配置	计别	合 計
)J		事務系	福祉系	一般技術系	医療技術系	技能労務系	本 庁	事業所	П п										
総		務		部	58	0	8	0	0	66	0	66										
企		画		部	51	0	1	0	0	52	0	52										
指	導	監	査	部	90	0	0	1	0	91	0	91										
生	活	福	祉	部	139	1	1	1	0	125	17	142										
子信	典・i	子育で	て支持	爰部	307	1,003	1	29	2	151	1, 191	1, 342										
高的	齢者	施策	推進	售部	126	0	0	0	0	126	0	126										
障	害者	施策	推進	售部	235	213	1	570	7	139	887	1,026										
合				計	1,006	1, 217	12	601	9	750	2, 095	2,845										

6 令和5年度福祉局及び保健医療局所管予算

(1) 歳出予算 (単位:千円、%)

		区 分		令和 5 年度 当初予算額 A	令和4年度 当初予算額 B	増△減 C=A−B	伸び率 D=C/B
	福	福祉保健費		1, 522, 446, 000	1, 690, 081, 056	$\triangle 167, 635, 056$	△9. 9
	福祉保健管理費		理費	12, 660, 000	12, 504, 554	155, 446	1. 2
_		医療政策	き 費	49, 104, 000	54, 912, 962	△5, 808, 962	△10. 6
		保健政策	き 費	353, 393, 000	340, 353, 808	13, 039, 192	3.8
		生活福祉	上費	44, 919, 000	44, 407, 013	511, 987	1. 2
般		高齢社会対	策費	231, 731, 000	245, 111, 020	△13, 380, 020	△5. 5
		少子社会対	策費	480, 108, 000	314, 923, 016	165, 184, 984	52. 5
		障害者施策推	進費	224, 501, 000	212, 527, 325	11, 973, 675	5. 6
会	健康安全費			20, 863, 000	366, 082, 555	$\triangle 345, 219, 555$	△94. 3
	都立病院支援費		55, 379, 000	41, 562, 854	13, 816, 146	33. 2	
		施設整備費		49, 788, 000	54, 189, 000	△4, 401, 000	△8. 1
計	諸 支 出 金			12, 128, 000	150, 000	11, 978, 000	7985. 3
		諸	費	12, 128, 000	150, 000	11, 978, 000	7985. 3
		計		1, 534, 574, 000	1, 690, 231, 056	$\triangle 155, 657, 056$	△9. 2
	国会	民健康保険	事業計	1, 144, 687, 000	1, 106, 469, 000	38, 218, 000	3. 5
特	母	子父子福祉貸付資金	金会計	6, 489, 000	4, 372, 000	2, 117, 000	48.4
別分	小	身障害者扶養年金	金会計	3, 339, 000	3, 544, 000	△205, 000	△5.8
別会計	地都貸	方独立行政法人 立 病 院 榜 付 等 事 業 :	幾 構	15, 101, 000	18, 323, 000	△3, 222, 000	△17. 6
		計		1, 169, 616, 000	1, 132, 708, 000	36, 908, 000	3. 3
合			計	2, 704, 190, 000	2, 822, 939, 056	△118, 749, 056	△4. 2
重		複 控	除	91, 130, 508	86, 962, 300	4, 168, 208	4.8
差		引 純	計	2, 613, 059, 492	2, 735, 976, 756	\triangle 122, 917, 264	$\triangle 4.5$

[※]令和4年度予算額の合計には旧病院経営本部の地域病院費を含む。

(2) 歳入予算 (単位: 千円、%)

	区	分		令和5年度 当初予算額 A	令和4年度 当初予算額 B	増△減 C=A−B	伸び率 D=C/B
	分扌	<u></u> 旦金及負担	且金	255, 558	254, 738	820	0.3
_	使月	月料及手数	文料	17, 514, 480	17, 707, 348	△192, 868	△1.1
	国庫支出金		100, 231, 038	391, 912, 497	$\triangle 291, 681, 459$	△74. 4	
般	財	産 収	入	1, 116, 276	1, 110, 560	5, 716	0.5
	寄 附 金		金	1,000	1, 000	0	0.0
会	繰	入	金	91, 505, 541	110, 427, 899	△18, 922, 358	△17. 1
	諸	収	入	20, 442, 832	13, 432, 509	7, 010, 323	52. 2
計	都		債	9, 819, 000	10, 327, 000	△508, 000	△4. 9
		計		240, 885, 725	545, 173, 551	△304, 287, 826	△55.8
	分担	旦金及負担	且金	460, 906, 554	454, 949, 830	5, 956, 724	1.3
	国	庫 支 出	金	307, 882, 775	304, 328, 353	3, 554, 422	1. 2
国民	療養	秦給付等交付	计金	2	2	0	0.0
健	前其	用高齢者交付	寸金	252, 317, 087	236, 078, 366	16, 238, 721	6.9
保保	共同	司事業交付	寸金	3, 418, 325	2, 675, 210	743, 115	27.8
険	財	産 収	入	2, 157	3, 317	△1, 160	△35.0
健康保険事業会計	繰	入	金	97, 955, 449	91, 063, 136	6, 892, 313	7. 6
会計	諸	収	入	1, 622, 234	746, 062	876, 172	117. 4
РΙ	繰	越	金	20, 582, 417	16, 624, 724	3, 957, 693	23.8
		計		1, 144, 687, 000	1, 106, 469, 000	38, 218, 000	3.5
母 子	事	業収	入	3, 508, 960	3, 586, 074	△77, 114	$\triangle 2.2$
母子父子!	繰	入	金	147, 103	133, 764	13, 339	10.0
会計会計	諸	収	入	11	10	1	0. 1
貸付	繰	越	金	2, 832, 926	652, 152	2, 180, 774	334. 4
資		計		6, 489, 000	4, 372, 000	2, 117, 000	48. 4
心身	財	産収	入	23, 000	24, 000	△1,000	△4. 2
心身障害者扶	繰	入	金	3, 315, 994	3, 519, 994	△204, 000	△5.8
会計	諸	収	入	5	5	0	0.0
養年金	繰	越	金	1	1	0	0.0
金		計		3, 339, 000	3, 544, 000	△205, 000	△5.8
東	事	業収	入	8, 631, 969	11, 505, 910	$\triangle 2, 873, 941$	△25. 0
東京都立病院機構貸付等地方独立行政法人	繰	入	金	32, 030	29, 089	2, 941	10. 1
業院立 会機政	諸	収	入	1	1	0	0.0
構法 貸人	都		債	6, 437, 000	6, 788, 000	△351, 000	△5. 2
等		計		15, 101, 000	18, 323, 000	△3, 222, 000	△17. 6
歳	入	. 合	計	1, 410, 501, 725	1, 677, 881, 551	\triangle 267, 379, 826	△15. 9
差	引 -	一般財	源	1, 293, 688, 275	1, 145, 057, 505	148, 630, 770	13. 0

7 附属機関

福祉局で所管している附属機関(法律又は条例に基づき設置しているもの)の概要及び令和 4年度の開催実績は次のとおりである。

(令和5年4月1日現在)

				1/1 1 11/2	
名称	根拠規程	内容	構成員等	令和 4 ² 開催其	年度
東京都社会福祉審議会	社会福祉法	社会福祉に関する事項 (児童福祉及び精神障 害者福祉に関する事項 を除く。) を調査審 議する。		総会部会	1 回 7 回
東京都福祉のまちづくり推進協議会	東京都福祉のまちづくり条例	都の区域における福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項について、知事の諮問に応じ調査審議する。	者、関係団体、	総会部会	2 回 4 回
東京都介護保険審査会	介護保険法	保険給付に関する処とは保険料での人間では保険するの人間では保険する場合に関する場合に関する場合に関する場合に関する場合にある場合にある場合にある場合にある場合にある。	(区市町村)の代	総会部会	0回6回
東京都児童福祉審議会	児童福祉法、東 京都児童福祉審 議会条例	児童、妊産婦及び知 的障害者等の福祉に 関する事項を調査審 議し、知事の諮問に 答え関係行政機関に 意見を具申する。	識経験者、関係団		2回 46回
東京都子供・子育て会議	子ども、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	東京都子供・子育て支援総合計画の評価や変 更に関する調査審議及 び幼保連携型認定こど も園の認可等に関する 調査審議等を行う。	都民、事業者、 学識経験者、地方 公共団体	総会部会	5 回 2 回

名 称	根拠規程	内容	構成員等	令和4年度 開催実績
東京都小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法	小児慢性特定疾病医療費支 給認定の申請があった場合 において、都が支給をしな いこととするとき、当該事 案についての審査を行う。		24回
東京都障害者施策推進協議会	東京都障害者施	障害者に関する施策の総合 的かつ計画的な推進につい て必要な事項及び関係行政 機関相互の連絡調整を要す る事項を調査審議し、その 施策の実施状況を監視する とともに、知事に意見具申 を行う。	者、学識経験者	総会 1回 部会 0回
東京都地方精神保健福祉審議会		福祉に関する事項を調査審議する。	学識経験者、医療関係者、社会 療開係者、社会 復帰関係者、区 市町村代表者	
東京都精神医療審査会		精神障害者の入院の要否及 び処遇の適否に関する審査 を行う。	学識経験者	総 会 1回 合議体96回
東京都障害者介護給付費等不服審査会	援法、東京都障 害者介護給付費 等不服審査会条 例		学識経験者	総会 1回部会 1回
東京都障害児通所給付費等不服審査会	児童福祉法、東京都障害児通所 給付費等不服審査 会条例	児童福祉法第56条の5の 5の審査請求の事件を取り 扱う。		総会 0回部会 0回
東京都障害を理由とする差別解消のための 調整委員会	東京都障害者へ の理解促進及び 差別解消の推進 に関する条例	障害を理由とする差別に 係る事案解決を図るため、公正中立な調査審議及 びあっせんを行う。	表、事業者団体	小委員会0回

8 事業所・政策連携団体等一覧

(令和5年7月1日現在)

LL → □.			194		- 'Ju 11-/
施設名		所 在 地	電	話番号	
生活福祉部関係					
	=100 0000	± 4- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1-	0.100	(00)	0055
西多摩福祉事務所	〒198-0036	青梅市河辺町6-4-1	0428	(22)	9375
萩山実務学校	〒189−0012	東村山市萩山町1-37-1	042	(341)	6011
誠明学園	〒198−0024	青梅市新町 3 -72-1	0428	` '	6146
女性相談センター			03	(5261)	3911
多摩支所			042	(524)	1048
児童相談センター	〒169−0074	新宿区北新宿4-6-1	03	(5937)	2305
北児童相談所	〒114-0002	北区王子6-1-12	03	(3913)	5421
品川児童相談所	〒140-0001	品川区北品川 3 — 7 —21	03	(3474)	5442
立川児童相談所	〒190−0023	立川市柴崎町 2 -21-19	042	(523)	1321
杉並児童相談所	〒167−0052	杉並区南荻窪 4 -23-6	03	(5370)	6001
江東児童相談所	〒135-0051	江東区枝川 3 - 6 - 9	03	(3640)	5432
小平児童相談所	〒187−0002	小平市花小金井1-31-24	042	(467)	3711
八王子児童相談所	〒193−0931	八王子市台町 3 -17-30	042	(624)	1141
足立児童相談所	〒123−0845	足立区西新井本町3-8-4	03	(3854)	1181
多摩児童相談所	₹206-0024	多摩市諏訪2-6	042	(372)	5600
障害者施策推進部関係					
心身障害者福祉センター					
東京都飯田橋庁舎	〒162−0823	新宿区神楽河岸1-1	03	(3235)	2946
		セントラルプラザ12階から15階まで			
別館	〒102−0083	千代田区麹町 3 - 7 - 4			
多摩支所	₹186-0003	秩父屋ビル1階 国立市富士見台2-1-1	042	(573)	3311
多摩文別 障害者福祉会館	T108−0003	国立川畠工兄 〒 2 − 1 − 1 港区芝 5 − 18 − 2	042	(3455)	6321
北療育医療センター	₹114-0033	権区25-16-2 北区十条台1-2-3	03	(3908)	3001
城南分園	₹145-0065	大田区東雪谷4-5-10	03	(3727)	0521
城北分園	₹121-0062	大田区東当存4 - 5 - 10 足立区南花畑 5 - 10 - 1	03	(3883)	5131
一	₹183−8553	府中市武蔵台2-9-2	042	(323)	5115
中部総合精神保健福祉センター	₹156-0057	世田谷区上北沢2-1-7	03	(3302)	7575
多摩総合精神保健福祉センター	₹206-0036	多摩市中沢2-1-3	042	(376)	1111
精神保健福祉センター	₹110-0004	台東区下谷1-1-3	03	(3844)	2210
THTTIKETHTLEンクー	1110-0004	日本位于在1-1-3	US	(3044)	441U

施設名		電話番号			
政 策 連 携 団 体 等					
公益財団法人東京都福祉保健財団	〒163−0718	新宿区西新宿 2 - 7 - 1 小田急第一生命ビル13階、16階、18階、 19階	03	(3344)	8511
城北労働・福祉センター	〒 111−0021	台東区日本堤2-2-11	03	(3874)	8089
社会福祉法人東京都社会福祉事業団 石神井学園 小山児童学園	〒169−0072 〒177−0045 〒203−0041	新宿区大久保 3 -10 - 1 -201 練馬区石神井台 3 -35 -23 東久留米市野火止 2 -22 -26	03 042	(5291) (3996) (471)	3600 4191 0041
船形学園 八街学園 勝山学園	〒294−0056 〒289−1103 〒299−2115	千葉県館山市船形1377 千葉県八街市八街に151 千葉県安房郡鋸南町下佐久間1469	0470 043 0470	(443)	2921 1021 0541
片瀬学園 七生福祉園 東村山福祉園	7251-0032 $7191-0042$ $7189-0012$	神奈川県藤沢市片瀬4-9-38 日野市程久保843 東村山市萩山町1-35-1	0466 042 042	(22) (591) (343)	4464 0049 8141
千葉福祉園 八王子福祉園	7299 - 0241 7192 - 0153	千葉県袖ケ浦市代宿8番地 八王子市西寺方町76番地	0438 042	(62) (651)	2711 4111
立川療護園 はごろもの音 (令和5年5月24日開設) (旧日野療護園) 希望の郷 東村山	〒190−0021 〒189−0012	立川市羽衣町2-63-3 東村山市萩山町1-35-1	042	(512) (312)	7401 1244
地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター	₹173-0015	板橋区栄町35-2	03	(3964)	1141

9 福祉局所管の主な法定計画等

計画名	策定	計画期間	掲載
第二期東京都地域福祉支援計画	令和3年12月	令和3年度~令和8年度	P 70
東京都福祉のまちづくり推進計画	平成31年3月	令和元年度~令和5年度	P 70
東京都子供・子育て支援総合計画(第2期)	令和2年3月 (令和5年3月中間見直し)	令和2年度~令和6年度	P 102
東京都ひとり親家庭自立支援計画(第4期)	令和2年3月	令和2年度~令和6年度	P 103
東京都社会的養育推進計画	令和2年3月	令和2年度~令和11年度	P 104
東京都高齢者保健福祉計画(第8期)	令和3年3月	令和3年度~令和5年度	P 162
高齢者の居住安定確保プラン	令和3年3月改定 (令和6年3月中間見直し)	令和3年度~令和8年度	P 162
東京都障害者・障害児施策推進計画	令和3年6月	令和3年度~令和5年度	P 192
東京都アルコール健康障害対策推進計画	平成31年3月	令和元年度~令和5年度	P 193
東京都ギャンブル等依存症対策推進計画	令和4年12月	令和4年度~令和6年度	P 193

10 福祉局重要施策

都は、これまで、利用者本位の新しい福祉及び患者中心の医療の実現に向けて、改革に取り組んできた。しかし、人口減少社会が現実のものとなり、本格的な少子高齢社会を迎えるなど、時代は大きな転換点にあり、これまでの改革を更に推進していくため、平成18年2月、「福祉・健康都市 東京ビジョン」を策定した。これは、福祉と保健医療の両分野を貫く、初めての基本方針であり、分野別計画の策定・推進の基本となるものである。このビジョンでは、誰もが自ら積極的に健康づくりに取り組み、就労や地域生活への移行など「その人らしい自立」にチャレンジし、必要なサービスを選択し利用しながら地域の中で主体的に生活できる社会を構築する「新しい自立」の実現を目指している。

「福祉・健康都市 東京ビジョン」策定から10年以上が経過し、その間、国においては、社会保障制度に関する改革が進められてきた。一方、福祉サービスを支える人材の確保が困難になっていることや、受動喫煙による健康影響、新型インフルエンザ、デング熱、新型コロナウイルス感染症の発生など、福祉・保健・医療をめぐる課題が継続的に発生している。

このような、様々な社会環境の変化に対応しながら、積極的な事業展開を図るため、「福祉・健康都市 東京ビジョン」の基本方針を継承し、令和5年度に展開する重点施策を盛り込んだ「東京の福祉保健2023 分野別取組」を取りまとめている。

今後とも、社会経済環境の変化や災害等の緊急・突発的な事態にも対応しながら、これまで培った福祉・保健・医療の連携を継承し、将来世代にわたって信頼できる福祉・保健・医療施策を積極的に展開していく。

分野別事業展開

令和5年度に展開する主な施策

子供家庭分野

地域で安心して子供を産み育てられる社会を目指します

高齢者分野

高齢者が健康で自分らしく 暮らせる社会を目指します

- 1 こども基本条例を踏まえ、子供目線に立った施策を推進します
- 2 保育サービスの充実に向けた取組を推進します
- 3 妊娠期からの切れ目のない子育て支援を推進します
- 4 特に支援を必要とする子供や家庭への対応を強化します
- 1 住み慣れた地域での継続した生活を支える地域包括ケアシステムの 構築を推進します
- 2 高齢者の多様なニーズに対応する施設や住まいを確保します
- 3 認知症施策を総合的に推進します
- 4 介護人材等の確保・定着・育成を支援します

障害者分野

障害者がいきいきと暮らせる 社会の実現を目指します

- 1 障害者が地域で安心して暮らせるよう基盤等を充実します
- 2 障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現を 目指します
- 3 保健・医療・福祉等が連携した支援体制の充実により身近な地域での 生活を支援します
- 4 障害者の自立に向けた就労促進策を推進します

生活福祉分野

都民の生活を支える取組を 推進します

1 低所得者・離職者等の生活の安定に向けた支援を進めます

- 2 地域生活課題への対応に向けた取組を進めます
- 3 福祉人材の確保・定着・育成への取組を充実します
- 4 ユニバーサルデザインの考え方に立ったまちづくりを進めます

横断的取組

広域的な自治体としての役割を 着実に果たします

- 1 サービスの「信頼確保」と「質の向上」を推進します
- 2 区市町村の主体的な施策展開を支援します
- 3 新たな時代に合わせた都立施設改革を推進します
- 4 福祉人材対策を総合的に推進します

11 福祉保健を取り巻く現状

人口、平均余命、出生、死亡の面から見た都民の現状は以下のとおりである。

(1) 人口のあらまし

令和4年10月1日現在の東京都の推計人口(総務局統計部)は、表1-1から表1-3までのとおりで、14,040,732人を数え、令和3年同月の人口と比べ29,245人減少した。

ア性別

令和4年の人口を男女別に見ると、男6,888,660人、女7,152,072人で、令和3年と比べて男は12,773人増加し、女も16,472人増加した。 (表1-1)

表 1-1 人口推移

(各年10月1日現在)

		総	数		男		女	
年次	人 口 (人)	対前回 増減数 (人)	増減率 (%)	構成比 (%)	人 口 (人)	構成比 (%)	人 口 (人)	構成比 (%)
昭和45年	11, 408, 071	538, 827	5. 0	100.0	5, 801, 009	50. 9	5, 607, 062	49. 1
50	11, 673, 554	265, 483	2. 3	100.0	5, 913, 373	50.7	5, 760, 181	49. 3
55	11, 618, 281	\triangle 55, 273	△0.5	100.0	5, 856, 280	50.4	5, 762, 001	49.6
60	11, 829, 363	211, 082	1.8	100.0	5, 955, 029	50.3	5, 874, 334	49. 7
平成2年	11, 855, 563	26, 200	0.2	100.0	5, 969, 773	50.4	5, 885, 790	49.6
7	11, 773, 605	$\triangle 42,226$	△0.4	100.0	5, 892, 704	50. 1	5, 880, 901	49. 9
12	12, 064, 101	120, 053	1.0	100.0	6,028,562	50.0	6, 035, 539	50.0
17	12, 576, 601	124, 635	1.0	100.0	6, 264, 895	49.8	6, 311, 706	50. 2
22	13, 159, 388	170, 591	1. 3	100.0	6, 512, 110	49.5	6, 647, 278	50. 5
27	13, 515, 271	355, 883	2.7	100.0	6,666,690	49.3	6, 848, 581	50.7
*28	13, 636, 222	120, 951	0.9	100.0	6, 723, 887	49.3	6, 912, 335	50.7
* 29	13, 742, 906	106, 684	0.8	100.0	6, 769, 931	49.3	6, 972, 975	50.7
*30	13, 843, 403	100, 497	0.7	100.0	6,811,987	49.2	7, 031, 416	50.8
*令和元年	13, 942, 856	99, 453	0.7	100.0	6, 854, 976	49.2	7, 087, 880	50.8
2	14, 047, 594	104, 738	0.8	100.0	6, 898, 388	49. 1	7, 149, 206	50.9
* 3	14, 011, 487	△36, 107	$\triangle 0.3$	100.0	6, 875, 887	49.1	7, 135, 600	50.9
* 4	14, 040, 732	29, 245	0.2	100.0	6,888,660	49. 1	7, 152, 072	50. 9

⁽注) *印の年次は、総務局統計部の推計人口、その他は国勢調査人口である。

イ 地域別

令和4年の人口・構成比を区市郡島部別に見ると、区部9,720,389人 (69.2%)、市部 4,241,974人 (30.2%)、郡部54,636人 (0.4%)、島部23,733人 (0.2%) で、令和3年と比べると、区部は28,700人 (0.3%)、市部は1,301人 (0.0%)増加し、郡部は379人 (0.7%)、島部は377人 (1.6%)減少した。 (表1-2)

表1-2 区市郡島部別人口の推移

		総	数			区	部	
年次	人 _口 (人)	対前回 増減数 (人)	増減率 (%)	構成比 (%)	人 口 (人)	対前回 増減数 (人)	増減率 (%)	構成比 (%)
昭和45年	11, 408, 071	538, 827	5. 0	100.0	8, 840, 942	△52, 152	△0.6	77. 5
50	11, 673, 554	265, 483	2.3	100.0	8, 646, 520	△194, 422	$\triangle 2.2$	74. 1
55	11, 618, 281	△55, 273	$\triangle 0.5$	100.0	8, 351, 893	$\triangle 294,627$	$\triangle 3.4$	71. 9
60	11, 829, 363	211, 082	1.8	100.0	8, 354, 615	2,722	0.0	70.6
平成2年	11, 855, 563	26, 200	0.2	100.0	8, 163, 573	△191, 042	$\triangle 2.3$	68. 9
7	11, 773, 605	$\triangle 42,226$	$\triangle 0.4$	100.0	7, 967, 614	△54, 329	△0.7	67. 7
12	12, 064, 101	120, 053	1.0	100.0	8, 134, 688	85, 206	1. 1	67. 4
17	12, 576, 601	124, 635	1.0	100.0	8, 489, 653	98, 686	1. 2	67. 5
22	13, 159, 388	170, 591	1.3	100.0	8, 945, 695	143, 628	1. 6	68.0
27	13, 515, 271	355, 883	2.7	100.0	9, 272, 740	327, 045	3. 7	68.6
* 28	13, 636, 222	120, 951	0.9	100.0	9, 375, 279	102, 539	1. 1	68.8
* 29	13, 742, 906	106, 684	0.8	100.0	9, 467, 490	92, 211	1.0	68. 9
*30	13, 843, 403	100, 497	0.7	100.0	9, 555, 919	88, 429	0.9	69.0
*令和元年	13, 942, 856	99, 453	0.7	100.0	9, 644, 079	88, 160	0.9	69. 2
2	14, 047, 594	104, 738	0.8	100.0	9, 733, 276	89, 197	0.9	69. 3
* 3	14, 011, 487	△36, 107	$\triangle 0.3$	100.0	9, 691, 689	△41, 587	$\triangle 0.4$	69. 2
* 4	14, 040, 732	29, 245	0.2	100.0	9, 720, 389	28, 700	0.3	69. 2

⁽注) *印の年次は、総務局統計部の推計人口、その他は国勢調査人口である。

ウ 年齢階級別人口

令和4年の人口を年齢3区分別、すなわち年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)、老年人口(65歳以上)で見ると、年少人口は1,535,000人で総数に占める構成割合は10.9パーセント、生産年齢人口は9,301,000人で66.3パーセント、また老年人口は3,202,000人で22.8パーセントとなっている。(表1-3)

(各年10月1日現在)

	市部			郡部				島 部				
人 口 (人)	対前回 増減数 (人)	増減率 (%)	構成比 (%)	人 口 (人)	対前回 増減数 (人)	増減率 (%)	構成比 (%)	人 口 (人)	対前回 増減数 (人)	増減率 (%)	構成比 (%)	
2, 320, 259	872, 253	60.2	20.3	213, 603	△278, 949	△56. 6	1.9	33, 267	$\triangle 2,325$	$\triangle 6.5$	0.3	
2, 893, 763	573, 504	24. 7	24.8	99, 284	△114, 319	\triangle 53. 5	0.9	33, 987	720	2. 2	0.3	
3, 119, 999	226, 236	7.8	26.9	112, 715	13, 431	13. 5	1.0	33, 674	△313	$\triangle 0.9$	0.3	
3, 317, 059	197, 060	6.3	28.0	124, 102	11, 387	10. 1	1.0	33, 587	△87	$\triangle 0.3$	0.3	
3, 526, 027	208, 968	6.3	29.7	133, 627	9, 525	7. 7	1. 1	32, 336	$\triangle 1,251$	$\triangle 3.7$	0.3	
3, 712, 682	33, 995	0.9	31. 5	61, 232	△22, 288	$\triangle 26.7$	0.5	32,077	396	1.2	0.3	
3, 841, 419	39, 269	1.0	31.8	60, 354	$\triangle 592$	$\triangle 1.0$	0.5	27,640	$\triangle 3,830$	\triangle 12. 2	0.2	
3, 998, 901	23, 692	0.6	31.8	59, 303	$\triangle 464$	$\triangle 0.8$	0.5	28, 744	2, 100	7.3	0.2	
4, 127, 128	26, 764	0.7	31.4	58, 750	110	0.2	0.4	27, 815	89	0.3	0.2	
4, 157, 706	30, 578	0.7	30.8	58, 334	$\triangle 416$	$\triangle 0.7$	0.4	26, 491	△1, 324	$\triangle 4.8$	0.2	
4, 176, 760	19, 054	0.5	30.6	58, 099	$\triangle 235$	$\triangle 0.4$	0.4	26, 084	$\triangle 407$	$\triangle 1.5$	0.2	
4, 191, 915	15, 155	0.4	30.5	57, 765	$\triangle 334$	$\triangle 0.6$	0.4	25, 736	$\triangle 348$	$\triangle 1.3$	0.2	
4, 204, 871	12, 956	0.3	30.4	57, 189	$\triangle 576$	$\triangle 1.0$	0.4	25, 424	$\triangle 312$	$\triangle 1.2$	0.2	
4, 217, 121	12, 250	0.3	30. 2	56, 594	△595	$\triangle 1.0$	0.4	25, 062	$\triangle 362$	$\triangle 1.4$	0.2	
4, 234, 381	17, 260	0.4	30. 1	55, 476	△1, 118	$\triangle 2.0$	0.4	24, 461	△601	$\triangle 2.4$	0.2	
4, 240, 673	6, 292	0.1	30.3	55, 015	△461	△0.8	0.4	24, 110	$\triangle 351$	$\triangle 1.4$	0.2	
4, 241, 974	1, 301	0.0	30. 2	54, 636	△379	△0.7	0.4	23, 733	△377	$\triangle 1.6$	0.2	

表1-3 年齢(3区分)別人口

$\frac{\chi_1-5}{2}$	十四(3四刀)刀	17/1						
	年 少 .	人口	生產年	齢 人 口	老 年 人 口			
年次	(0~14	1歳)	(15~	64歳)	(65歳以上)			
	人口	構成割合	人口	構成割合	人口	構成割合		
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)		
昭和45年	2, 400, 630	21.0	8, 146, 630	73.8	590, 811	5. 2		
50	2, 564, 449	22.0	8, 360, 219	71. 7	731, 808	6. 3		
55	2, 393, 687	20.6	8, 308, 563	71.6	894, 961	7. 7		
60	2, 125, 337	18.0	8, 638, 299	73. 1	1, 055, 850	8. 9		
平成2年	1, 727, 479	14.7	8, 790, 525	74. 7	1, 244, 026	10.6		
7	1, 499, 126	12.8	8, 705, 099	74. 2	1, 530, 695	13.0		
12	1, 420, 919	11.8	8, 685, 878	72. 3	1, 910, 456	15. 9		
17	1, 424, 667	11.5	8, 695, 592	70.0	2, 295, 527	18.5		
22	1, 477, 371	11.4	8, 850, 225	68. 2	2, 642, 231	20.4		
27	1, 518, 130	11.5	8, 734, 155	65. 9	3, 005, 516	22.7		
* 28	1, 535, 000	11. 3	8, 969, 000	65.8	3, 120, 000	22. 9		
* 29	1, 542, 000	11.2	9,021,000	65.6	3, 160, 000	23.0		
*30	1, 550, 000	11.2	9, 084, 000	65. 7	3, 189, 000	23. 1		
*令和元年	1, 553, 000	11. 2	9, 158, 000	65.8	3, 209, 000	23. 1		
2	1, 566, 840	11.5	8, 944, 193	65. 7	3, 107, 822	22.8		
* 3	1, 553, 000	11. 1	9, 255, 000	66. 1	3, 202, 000	22. 9		
* 4	1, 535, 000	10.9	9, 301, 000	66. 3	3, 202, 000	22.8		

⁽注) 1 各年次とも年齢不詳を除く。

^{2 *}は総務省統計局の人口推計による。それ以外は国勢調査による。

(2) 都民の平均余命、出生、死亡の現状

ア 平均余命 (表1-4-1), ②)

(ア) 0歳の平均余命

我が国の0歳の平均余命(平均寿命)は男81.56年、女87.71年である。昭和45年の男69.31年、女74.66年と比べ、50年間で男女とも12~13年程度伸びている。都道府県別で見ると、東京都は男が81.77年で第14位、女が87.86年で第17位になっている。

(イ) 65歳の平均余命

65歳に到達した者あと何年生きられるかを見ると、昭和45年の男12.50年、女15.34年に 比べ、令和2年には男19.97年、女24.88年と、高齢期が長くなってきている。

東京都は男が19.89年で全国第27位、女が24.93年で全国第17位となっている。

表 1 - 4 - ① 平均余命

(単位:年)

			首	都	巻		中京圏	近 🌡	と 圏
指 標		東京都		埼玉県	千葉県	神奈川県	愛知県	大阪府	兵庫県
		総 数	区部	型上於	1 未示	1735/135	及州州	/\l/\X/11	大
0歳平均余命	男	81.77	81.54	81.44	81.45	82.04	81.77	80.81	81. 72
	女	87.86	87.79	87.31	87.50	87.89	87. 52	87.37	87. 90
65歳平均余命	男	19.89	19.65	19.79	19.95	20. 23	19.87	19.35	20.06
	女	24. 93	24.87	24. 55	24.72	24. 99	24.58	24. 55	24. 95

資料:「令和2年都道府県別生命表」(厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態·保健社会統計室)

表1-4-② 平均寿命と65歳平均余命の推移(全国)

(単位:歳・年)

	昭和				平成						令和
	45年	50年	55年	60年	2年	7年	12年	17年	22年	27年	2年
平均寿命(男性)	69. 31	71. 73	73. 35	74. 78	75. 92	76. 38	77. 72	78. 56	79. 55	80.75	81. 56
平均寿命(女性)	74.66	76.89	78. 76	80.48	81.90	82.85	84.60	85. 52	86. 30	86. 99	87. 71
65歳平均余命(男性)	12.50	13. 72	14. 56	15. 52	16. 22	16.48	17. 54	18. 13	18. 74	19.41	19.97
65歳平均余命(女性)	15. 34	16. 56	17.68	18.94	20.03	20.94	22.42	23. 19	23.80	24. 24	24. 88

資料:「第23回生命表(令和2年)」(厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室)

イ 出 生 (表1-5)

我が国の出生数は、昭和46年~49年の第二次ベビーブームの後、昭和50年以降は毎年減少し続け、平成3年以降は増加と減少を繰り返している。

東京都においても同様の傾向にあり、平成18年から連続して増加していたが、平成23年は減少し、平成24年以降は4年連続で増加したが、平成28年から再び減少している。

ウ 合計特殊出生率(表1-5)

全国及び東京都とも昭和47年から低下傾向を示していたが、平成18年以降、連続して上昇傾向が続いていた。東京都は平成23年には低下し、平成24年から再び上昇したが、令和4年は1.04で平成29年より再び低下している。全国は1.26で、平成28年より再び低下している。

表1-5 出生数・合計特殊出生率

年 次	出生数	数 (人)	合計特殊出生率				
	全 国	東京都	全 国	東京都			
昭和40年	1, 823, 697	225, 492	2. 14	2.00			
50	1, 901, 440	186, 701	1. 91	1.63			
60	1, 431, 577	126, 178	1. 76	1.44			
平成7年	1, 187, 064	96, 823	1.42	1.11			
12	1, 190, 547	100, 209	1. 36	1.07			
17	1, 062, 530	96, 542	1. 26	1.00			
22	1, 071, 305	108, 135	1. 39	1.12			
23	1, 050, 807	106, 027	1. 39	1.06			
24	1, 037, 232	107, 401	1.41	1.09			
25	1, 029, 817	109, 986	1. 43	1.13			
26	1, 003, 609	110, 629	1.42	1. 15			
27	1, 005, 721	113, 194	1. 45	1.24			
28	977, 242	111, 964	1. 44	1.24			
29	946, 146	108, 990	1. 43	1.21			
30	918, 400	107, 150	1. 42	1.20			
令和元年	865, 239	101, 818	1. 36	1. 15			
2	840, 835	99, 661	1. 33	1.12			
3	811, 622	95, 404	1. 30	1.08			
4	770, 747	91, 097	1. 26	1.04			

資料: 令和4年以外の数値……… 「令和3年人口動態統計」(厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健 社会統計室)

令和4年の数値………… 「令和4年人口動態統計月報年計(概数)の概況」(厚生労働省政策統括官付 参事官付人口動態・保健社会統計室)

エ 死 亡 (表1-6)

我が国の年間死亡数は、昭和23年に100万人を割り、昭和30年までに急速に減少を続けた。 昭和50年代後半から増加傾向となり、平成15年からは100万人を超え、令和4年に150万人台と なった。

(ア) 死亡率

東京都の死亡率は、人口10万対1,035.4で全国の1,285.7と比べかなり低率である。全国 で最も低くなっている。

(4) 乳児死亡率

東京都の乳児死亡数(生後1年未満の死亡数)は148人、率は出生千対1.6で、全国は1.8 となっている。

(ウ) 主要死因

主要死因の死亡割合を全国と比較すると次のとおりである。

a 悪性新生物

この死因は、年々死亡数が増えており、全国では脳血管疾患に替わって、昭和56年に初めて死因順位の第1位となったが、東京都では昭和52年から第1位を占めている。東京都の悪性新生物による死亡数は、34,789人、死亡率(人口10万対)258.8で全死亡の25.0パーセントを占めている。

b 心疾患

この死因は、全国で脳血管疾患に替わって昭和60年に初めて第2位となった。東京都においても昭和60年から第2位を占めており、死亡数は20,703人、死亡率154.0、全死亡の14.9パーセントとなっている。

c 老衰

この死因は、全国では昭和22年をピークに減少傾向が続いたが、平成13年以降死亡数・死亡率ともに増加し、平成30年に脳血管疾患に替わり第3位となった。東京都においても昭和28年をピークに死亡率の減少傾向が続いたが、平成13年以降死亡数・死亡率ともに増加し、平成30年に脳血管疾患に替わり第3位となり、死亡数は16,881人、死亡率は125.6で全死亡の12.1パーセントとなっている。

(エ) 周産期死亡率

周産期死亡率は1950年(昭和25年)、WHOによって提唱されて以来、母子保健の重要指標の一つとなった。

東京都の周産期死亡率は出産千対3.3、全国も3.3となっている。

オ 死 産 (表1-6)

東京都の死産数は1,774胎、率は出産千対19.1で全国は19.3となっている。

表1-6 死亡数・率及び死産数・率

(単位:人)

			首	都	巻		中京圏	近 畿	巻 圏
指 標	全国	東京	都	埼玉県	千葉県	神奈川県	愛知県	大阪府	兵庫県
		総 数	区部	州上州	一米尔	作が川木	及州州	八例入川	大學不
死亡数	1,568,961	139,186	92,722	82,211	72,153	98,820	81,175	106,274	66,539
率(人口10万対)	1,285.7	1,035.4	953.9	1,152.1	1,182.8	1,099.1	1,123.1	1,246.8	1,258.5
(再掲)悪性新生物	385,787	34,789	23,260	20,635	18,239	24,848	20,533	26,900	16,783
率(人口10万対)	316.1	258.8	239.3	289.2	299.0	276.4	284.1	315.6	317.4
(再掲)心疾患	232,879	20,703	13,822	12,523	11,391	14,979	9,574	17,391	10,008
率(人口10万対)	190.8	154.0	142.2	175.5	186.7	166.6	132.5	204.0	189.3
(再掲)老衰	179,524	16,881	11,255	8,444	7,602	13,396	10,679	9,156	7,297
率(人口10万対)	147.1	125.6	115.8	118.3	124.6	149.0	147.7	107.4	138.0
(再掲)自殺	21,238	2,185	1,472	1,252	1,081	1,472	1,139	1,626	908
率(人口10万対)	17.4	16.3	15.1	17.5	16.7	16.4	15.8	19.1	17.2
乳児死亡数	1,356	148	115	67	69	108	95	100	41
率(出生千対)	1.8	1.6	1.7	1.5	1.9	1.9	1.9	1.7	1.2
周産期死亡数	2,527	297	214	124	120	209	151	198	96
率(出産千対)	3.3	3.3	3.2	2.8	3.2	3.7	2.9	3.4	2.9
死産数	15,178	1,774	1,324	900	753	1,162	885	1,103	624
率(出産千対)	19.3	19.1	19.6	20.3	20.0	20.2	17.0	18.9	18.3

資料:「令和4年人口動態統計月報年計(概数)の概況」(厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室)

(3) 都民等への広報及び広聴活動

ア 「東京の福祉保健」の発行(昭和57年度事業開始)

都の福祉・保健・医療施策の現状と課題、各分野の事業内容を分かりやすく説明して、都 民等の一層の理解と協力を得るために発行している。

(ア) 発行部数等

年1回40,000部発行、A4判、100ページ(表紙・裏表紙除く。)

(イ) 配布先

都民、区市町村、福祉・保健・医療関係機関等

なお、視覚障害者向けに音声版(1,658組)を、外国人向けに英語版(500部)を発行している。

イ 「社会福祉の手引」の発行(昭和40年度事業開始)

都民や社会福祉実務者等に、社会福祉に関する各種事業や社会福祉関係の窓口及び制度等 を紹介するためのハンドブックとして発行している。

(7) 発行部数等

年1回25,795部発行、A5判、380ページ、DAISY版401本

(4) 無償配布

区市町村(ケースワーカー、各種相談員等)、民生委員・児童委員、社会福祉法人、図書館、 社会福祉関係学校等に23,790部を配布している。

(ウ) 有償頒布

都民情報ルームにて2,005部を販売している。

ウ「福祉保健」の発行

都民や福祉・保健・医療関係者等に、福祉局・保健医療局の事務事業の周知を図るとともに、福祉・保健・医療に関するタイムリーな話題を紹介し、その理解促進の一助としている。 月1回ウェブ版を発行し、福祉局ホームページに掲載、保健医療局ホームページからも閲覧可能。

エ ホームページの運営

都における福祉の最新情報を迅速かつ網羅的に都民に提供するため、福祉局のホームページ を運営している。

ホームページアドレス https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/

オ 「都民の声」の窓口設置と福祉局事業への反映

都民から寄せられる福祉局事業に関連する苦情、要望、提言、意見等に公正かつ迅速に対応 し、開かれた都政の実現を図るため、総務部総務課に「都民の声」の窓口を設置している。 寄せられた「都民の声」は適切な部署につなぎ、福祉局事業へ反映を図っている。

12 福祉保健事務事業に係る区市町村との連絡調整

福祉保健行政を円滑に実施するため、都は区市町村が主催する各種会議等の場を通じて緊密な 連絡調整に努めてきた。

昭和50年4月から、地方自治法の一部改正(昭和49年6月)に伴い、それまで特別区の区域で都が実施してきた保健所業務の大部分が特別区に移管されたものの、これらの事務の中には都区間及び特別区相互間において緊密な連携を必要とするものが多く、都と特別区との協力関係を従来以上に強化することが必要となり、事務事業の具体的運営について連絡調整を行ってきた。

その後、都区制度改革(平成4年10月)、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(平成11年7月、いわゆる「地方分権一括法」)の施行、「東京都地方分権推進計画」の策定(平成11年7月、平成12年8月)及び「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成28年4月、いわゆる「第5次一括法」)の施行による、東京都から区市町村への事務・権限の移管、移譲を推進する地方分権の流れを受けて、都と区市町村とのより一層緊密な調整に努めている。

(1) 一般的な連絡調整

予算要望、地方分権に係る移譲事務の協議提案、施策の見直し等の連絡調整については、特別 区は「特別区長会事務局」、市町村は「東京都市長会事務局」及び「東京都町村会」を通じて、 各種会議等の場において行っている。

また、市町村に対する施策の見直し等の連絡調整については、別途、都市町村合同協議ラインの各会議体の場において行っている。

(2) 個別会議体における連絡調整

(特別区)

23区で構成している「特別区保健衛生主管部長会」、「特別区福祉主管部長会」等の場を通じて、情報提供・交換を行い、都区間の円滑な事務事業の推進を図っている。

なお、保健行政に関しては、昭和50年の保健所移管時に締結した都区協定に基づき、都区協議の場として、「都区保健衛生連絡協議会」(保連協)が設置されており、次の事項について協議を行っている。

- ア 都と特別区及び特別区相互間における協力体制の確保を図る必要がある事項
- イ 都区の一体性の保持を図る必要がある事項
- ウ 都区の業務分担を明確にする必要がある事項
- エ その他特に協議を必要とする事項

また、医師会との連携を必要とする保健事業については、都、特別区及び東京都医師会で構成する「東京都・特別区・東京都医師会連絡協議会」(三者協)の場で協議を行っている。

(市町村)

多摩地区の、26市で構成している「東京都市福祉保健主管部長会」、4町村で構成する「西多摩郡町村福祉担当課長会」及び島しょ地区町村で構成する「東京都島嶼町村会・民生部会」等の場を通じて、情報提供・交換を行い、都と市町村の円滑な事務事業の推進を図っている。

また、医師会の協力を得て実施する母子保健を中心とした事務事業については、都、特別区、市、町村及び東京都医師会で構成する「東京都地域保健事業連絡協議会」(五者協)の場で協議を行っている。

13 福祉局の防災対策

福祉局は、災害発生時における医療の確保や救助物資の輸送・配分に関することなど、被災者の生命や生活に密着した支援業務を担っており、これまで、発災に備えた災害活動体制の構築を図るとともに、区市町村や民間が行う防災対策に対する支援策を講じてきた。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機に、その教訓を踏まえ、更なる取組の 強化を図っている。

令和5年度に福祉局が実施する主な防災対策事業として、分野別に次のようなものが挙げられる。

【福祉基盤の整備】

- 耐震化の推進 (56ページ)
- 災害時要配慮者対策の推進(56ページ)

【生活福祉施策の実施】

- 災害救助物資の備蓄及び備蓄倉庫の管理(91ページ)
- 災害弔慰金等の支給(91ページ)
- 災害援護資金の貸付け(91ページ)

【子供と家庭・女性福祉、母子保健施策の実施】

- 子供と子育て家庭に対する安心安全確保対策支援事業(123ページ)
- 災害時用調製粉乳等の備蓄(152ページ)
- 災害時の液体ミルク活用に向けた取組(152ページ)

【高齢者施策の実施】

- 東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業 (169ページ)
- 高齢者施設等のBCP策定支援事業(183ページ)
- 介護サービス事業所のBCP策定支援事業(183ページ)
- 防災拠点型地域交流スペースの整備費補助(特別養護老人ホーム等整備費補助) (184ページ)
- 高齢者施設等の防災・減災対策推進事業 (185ページ)

【障害者(児)施策の実施】

- ヘルプカード活用促進事業(201ページ)
- 災害時こころのケア体制整備事業(205ページ)
- 障害者(児)施設の防災・減災対策推進事業(208ページ)
- 重度心身障害者住宅火災通報システム事業 (221ページ)
- グループホーム等防災対策助成事業(222ページ)
- 障害者施設等のBCP策定支援事業(222ページ)
- 障害者支援施設等の停電時におけるBCP運用等支援事業(222ページ)
- 障害福祉サービス等職員宿舎借り上げ支援事業(228ページ)

14 福祉局及び保健医療局の新型コロナウイルス感染症への対応

福祉局及び保健医療局では、令和2年1月24日に都内で初めての感染者を確認して以来、様々な関係機関等と連携して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向け取り組んでいる。

福祉局及び保健医療局における新型コロナウイルス感染症に対する主な取組として、次のようなものが挙げられる。

なお、福祉局分の取組については、太字で表示する。

(1) 相談体制の確保

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する一般相談を受け付ける「新型コロナ・オミクロン株 コールセンター」の設置
- ・ 発熱等の症状が生じた方や新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の通知が あった方から相談を受け付ける「東京都発熱相談センター」の設置
- ・ 都民からの一般相談や医療機関の案内、自宅療養者からの健康相談等に対応する「東京 都新型コロナ相談センター」の設置

(2)診療・検査体制の確保

- ・ 健康安全研究センターでの検査能力強化及び民間検査機関等への委託による検査体制の 整備・拡充
- 外来対応医療機関の確保・公表
- ・ 発熱患者等の診療及び検査を行う医療機関に対し、ゾーニングの実施等、通常医療と感染症医療を両立するための医療資機材等の整備費を補助
- ・ より多くの医療機関で発熱患者への診療・検査が行える体制の確保のため、都内の全て の保険医療機関を対象に、PCR検査等の機器の整備費を補助
- 外来対応医療機関休日小児診療促進事業
- 年末年始等の診療・検査体制及び調剤体制の確保支援事業
- ・ 有症状者及び濃厚接触者への抗原定性検査キットの配布
- ・ 高齢者施設・障害者施設、医療機関等での職員を対象とする集中的・定期的な検査の実 施
- PCR等検査無料化事業の実施
- ゲノム解析の実施

(3) 医療提供体制等の確保

- ・ 新型コロナウイルス感染症入院重点医療機関の指定
- ・ 感染症指定医療機関、入院重点医療機関や都立病院を中心とした病床の確保(発生状況

に応じた段階的確保)

- ・ 転院促進のための回復期支援病院の確保等
- 新型コロナウイルス感染症患者受入体制の確保
- 設備整備費補助や人員確保・勤務環境整備支援、資器材提供
- ・ 入院勧告による医療費の自己負担分に係る公費負担
- 都民や医療従事者の後遺症への理解促進
- ・ 酸素・医療提供ステーションの設置
- 高齢者等医療支援型施設の設置
- 中和抗体薬・経口薬の活用促進
- ・ 無症状者・軽症者のための宿泊療養施設の確保
- ・ 自宅療養者フォローアップセンターや自宅療養サポートセンター(うちさぽ東京)等による自宅療養者の健康面・生活面の支援及び都医師会等と連携した自宅療養者への医療支援体制の構築
- 高齢者施設に対する医療体制強化事業
- ・ 高齢者施設、障害者施設に対する専用相談窓口の開設及び即応支援チームの派遣
- ・ 東京都臨時オンライン発熱等診療センター

(4) 保健所支援体制の強化

- 保健所への応援職員(都職員)の派遣
- ・ 新型コロナウイルス患者情報管理センターの設置(都内の患者発生状況、入退院状況等 を把握・管理)
- ・ 都保健所等へのトレーサー班の配置 (積極的疫学調査等の支援)
- ・ 都の調整本部による検査陽性者の入院・入所調整の実施
- ・ デジタル技術を活用した都保健所業務の効率化

(5) ワクチン接種体制の整備

- ・ (公財)東京都医学総合研究所において新型コロナウイルス等予防ワクチン開発研究を 推進
- ・ 都・区市町村・関係団体による「ワクチンチーム」の設置による接種体制整備及び円滑なワクチン接種の促進
- ・ 区市町村における個別接種医療機関中心の接種体制への移行に向けた支援
- ・ 都による大規模接種会場の設置及びワクチンバス(移動式接種会場)の派遣による接種 の実施
- ・ 「東京都新型コロナウイルスワクチン副反応相談センター」の設置及び専門医療機関の

確保

- (6) 区市町村との共同による感染拡大防止対策の推進
 - ・ 区市町村が地域の実情に応じて実施する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組や5類感染症への移行の着実な推進に係る支援(区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業)

(7) 東京iCDCの設置・運営

・ 調査・分析、情報収集・発信など、効果的な感染症対策を一体的に担う東京 i CDCを 立ち上げ、専門家ボード等を設置し、専門的知見等を都の対策に活用

(8) その他

- 自殺相談体制を強化
- オンライン診療等のための情報通信機器等の初期導入経費を補助
- ・ 都内の救急・周産期・小児医療機関において、院内感染を防止するために必要な設備整 備等を支援
- ・ 「守ろう東京・新型コロナ対策医療支援寄附金」の受付
- 介護、障害者支援施設等における感染症対策への対応経費等を支援(74ページ、181ページ、183ページ、222ページ)
- 失業等に伴う住居喪失者への対応として、緊急的な一時宿泊場所等を提供(76ページ)
- ・ 緊急に必要となる生活や住まい等に関する支援について、地域の実情に応じて、柔軟か つ機動的に実施することができるよう、区市町村の取組を包括的に支援(78ページ)
- ・ 小学校の臨時休業等に伴いファミリー・サポート・センター事業を利用した場合の利用 料減免に係る費用を補助 (120ページ)
- ・ 低所得のひとり親世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給(134ページ)
- ・ 児童虐待における支援体制を強化(146ページ)
- ・ 感染した妊産婦に対して、訪問等による寄り添い型支援を実施、希望する無症状の妊婦 に対し、分娩前の新型コロナウイルス感染症検査実施に係る費用を助成(153ページ)
- ・ 在宅介護における介護者り患時の要介護者の受入体制を整備する区市町村を支援(181ページ)
- ・ 令和4年度シルバーパス一斉更新を郵送方式で実施(181ページ)
- ・ 高齢者施設、障害者支援施設等で新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、応援職員を派遣調整する体制を確保し、利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制を支援(183ページ、222ページ)

- ・ 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、障害者支援施設等を対象として、スクリーニングを含むPCR検査等を実施した場合の経費を支援(183ページ、223ページ)
- ・ 新型コロナウイルス感染症により施設内療養を行う高齢者施設、障害者支援施設等への リハビリ専門職派遣による支援(184ページ、223ページ)
- ・ 介護施設、障害者支援施設等の多床室の個室化や簡易陰圧装置等の設置経費を支援 (185 ページ、223ページ)
- ・ 障害福祉サービス事業所における次世代介護機器やデジタル機器の導入支援を実施 (229 ページ)

_	50	_
	-00	